

# 堀江病院 院内感染対策指針

## 第1 目的

この指針は医療法人三省会堀江病院の理念に基づき、患者の皆様及び病院職員に安全で快適な医療環境を提供するため、院内感染の予防・再発防止策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、病院における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を測ることを目的とする。

## 第2 院内感染対策に関する基本的な考え方

全ての患者に対して適切な院内感染対策を講じることは、患者・職員の安全を守るだけでなく、地域における耐性菌の発生防止や医療コスト軽減の点からも重要である。

当院においては院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の特定、制圧、終息を図ることは医療安全対策上そして患者サービスの質を保つ上で必須であると考える。このため、院内感染防止対策を全病院職員が把握し、病院の理念に則った医療が提供できるように積極的な取り組みを行う。

## 第3 院内感染対策委員会に関する基本的事項

当院の院内感染対策の中核的な役割を担うために、各部門代表を構成員とする院内感染対策委員会を設置し、感染対策に関する院内全体の問題点の把握と改善策を検討し、院内感染発症を未然に防止する予防対策を講じる。

院内感染発生時の迅速な対応策、及び院内感染の対策・予防を図るため次の組織を設置する。

### 1. 院内感染対策委員会

#### (1) 所掌業務

- 1) 院内感染が発生した場合の原因の調査・情報収集・拡大を防ぐ方策に関すること。
- 2) 職場の感染予防に必要な衛生管理と職員教育に関すること。
- 3) 病原体の検出および抗菌薬の使用状況に関すること。
- 4) 院内感染防止対策チームによる回診結果の審議に関すること。
- 5) 院内感染予防対策マニュアルに関すること。
- 6) 地域の医療機関との院内感染に関するカンファレンスへの参加に関すること。
- 7) その他院内感染に関すること。

#### (2) 院内感染対策委員会の開催

- 1) 毎月1回開催する。また必要な場合、委員長は臨時院内感染対策委員会を開催することが出来る。
- 2) 感染対策委員会は、病院長が任命した委員長および委員（病院長、内科部長、看護部長、事務部長、病棟部長、外来部長、手術室部長、薬剤科長、臨床検査科科長、診療放射線科科長、栄養科主任、リハビリテーション科係長、臨床工学科主任、医事課長、医療相談室係長、医療安全管理責任者）で組織する。

### 2. 院内感染防止対策チーム

#### (1) 所掌業務

- 1) 定期的な院内巡回。
- 2) 院内感染患者の把握。
- 3) 院内感染情報の収集及び広報に関すること。
- 4) 感染対策委員会への報告と検討。
- 5) 清掃・消毒・滅菌に関すること。
- 6) 職員への指導・教育。
- 7) その他院内感染に関すること。

#### (2) 院内感染防止対策チーム会議の開催

- 1) 每月1回開催する。
- 2) 感染防止対策チームは、感染対策委員長が任命したリーダー（院内感染管理者）および委員（医師、

- 看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務職員等)で組織する。
- 3) 院内感染防止対策チームは、機動力を発揮して、未然に院内感染を防ぐことを目的にした実働部隊である。

#### 第4 感染予防対策のための教育・研修

医療従事者は感染対策について意識を高くもっていなければ、院内感染予防対策を徹底することはできない。患者および医療従事者の感染リスクを最小限にする為、院内感染管理の基本的考え方および具体的方策について、職員に対し以下のとおり教育・研修を行う。

- (1) 就職時研修の実施および全職員を対象とした教育研修を年2回程度行う。
- (2) 院内感染の増加が疑われた場合や確認された場合は、全体あるいは部署や職種を限定として、院内感染対策に関する教育、研修を行う。

#### 第5 感染症の発生状況報告に関する事項

##### 院内感染の定義

病院内に感染源があり入院後48時間以上経過し原疾患とは別に感染した感染症をさし、医療従事者が感染し発病した場合も院内感染とする。

- (1) 当院の細菌検査結果や感染報告書などから微生物の検出状況を把握し、院内感染対策委員会および院内感染防止対策チームに報告する。なお、緊急性のあるものについては全職員に連絡を行う。
- (2) 対象限定のサーベイランスの実施および感染対策への活用。

#### 第6 院内感染集団発生時の対応

院内感染発生が疑われる場合には院内感染防止対策チームが情報収集を行い迅速に特定し対応する。必要に応じ臨時院内感染対策委員会を招集し遮断及び拡大防止に努める。また、医療に関する法律に規定される診断及び届出は基準に沿い担当医師が行う。

#### 第7 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、院内掲示及び、病院ホームページに掲載し、患者等が閲覧できるようにする。

#### 第8 その他院内感染防止対策推進のために必要な事項

職員に院内感染対策を周知するため、院内感染対策マニュアルを院内パソコンで閲覧できることとする。

附則 この指針は、平成20年10月14日より施行する

平成24年 4月 1日一部改定

平成25年 4月 1日一部改定

平成29年 4月 1日一部改定

平成30年10月31日変更なし

平成31年 4月 1日変更なし

令和 4年 4月 1日一部改訂

令和 6年 4月 1日一部改訂

令和 7年 4月 1日一部改訂